

監事監査報告書

2024年6月7日

公益財団法人 中部圏社会経済研究所
代表理事 宮本文武殿

公益財団法人 中部圏社会経済研究所

監事 井上 尚司

公益財団法人 中部圏社会経済研究所

監事 竹中 誠

私たち監事は、2023年5月1日から2024年4月30日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、公認会計士から、当該年度の監査を行うにあたり、特に考慮した監査上のリスク、監査計画及び実施した監査手続等の報告をうけ、公認会計士が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確かめました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。また、内部予算管理帳票である資金収支計算書についても併せて検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

- 一 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当財団の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- 二 資金収支計算書は、当財団の資金収支の状況をすべての重要な点において適正に示しており、また適正な予算管理が執行されているものと認めます。

以 上